

請 願 文 書 表

(3年9月議会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
1	令和3年 8月27日	屋外工含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、国と建材企業の拠出による補償基金制度創設を求める意見書の提出を求める請願	亀岡市宇津根町川ノ口6-2 全京都建築労働組合亀岡支部 支部長 田畑 浩	長澤 満 三上 泉 田中 豊 並河 愛子 小松 康之 齊藤 一義	<p>(請願の要旨)</p> <p>屋外工含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、国と建材企業の拠出による補償基金制度創設を求める意見書を国に提出いただくこと。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>建物の改修、解体に伴うアスベスト(石綿)の飛散によって、現在でもアスベストの被害は広がっており、被害者は、悪性中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚等による呼吸機能の低下により、日常生活もままならないなど、家族と共に大変な苦しみを背負っています。特に、輸入されたアスベストの80%から90%が建設資材として建設現場で使用され、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、国と建材メーカーが使用を進めたことにより、多くの被害者が建設業従事者の中で生まれている状況があります。被害者及び遺族に対しては「石綿健康被害救済制度」による給付がなされているものの、十分な補償とはなっていません。こうした状況を受け、貴議会においては、2016年3月、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書が可決され、国宛てに提出された経緯があります。</p> <p>アスベスト被害を受けた建設業従事者と遺族が、国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求めた集団訴訟は、2021年5月17日の最高裁判決で、国と建材企業の不法行為責任が認定され、原告勝訴が確定しました。これを受け、首相が国の責任を認め原告らに謝罪し、同年6月9日、未提訴者への賠償も含めた国による「給付金法」が参議院において全会一致で可決成立しました。</p> <p>一方、建材企業は敗訴が確定したにもかかわらず、制度創設には一様に消極的です。また、最高裁判決では、「屋外工」(屋根、板金、外壁など)が救済から除外されているなど、全面解決にはまだ課題が残ります。</p> <p>首都圏での最初の提訴から13年、京都での提訴から</p>	環境市民厚生 常任委員会

				<p>も10年という長い月日を費やし、志半ばで亡くなった原告も多数います。アスベスト被害者を真に救うためには、裁判によらず迅速に補償が受けられる制度の創設が必要であり、それは、原因者である国とアスベスト建材製造企業の応分の負担によって行われるべきです。また、「屋内」「屋外」で被害者を線引きすることなく、被害者はすべてひとしく救済されるべきです。</p> <p>については、貴議会が以上の趣旨に基づき国に対して意見書を提出していただけるようお願いいたします。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	
--	--	--	--	--	--